

大個審答申第 120 号  
令和元年 8 月 30 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会  
会長 松本 和彦

## 答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 29 年 5 月 26 日付け大福祉第 698 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第 1 審議会の結論

実施機関が、平成 29 年 3 月 29 日付け大福祉第 4280 号により行った開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求

審査請求人は、平成 29 年 3 月 16 日、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「H23 年度北区に提出した身体障害者手帳交付申請に係る不服申立についての審査部会の議事録のすべて。ただし、リハセンが保有するもの」を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件決定

実施機関は、平成 29 年 3 月 29 日、本件請求に係る保有個人情報を、「開示請求人の身体障害者手帳交付申請に係る不服申立てについて審査した平成 23 年 12 月開催の大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会第 1 から第 4 審査部会の議事録（平成 23 年 12 月審査会議事録）」（以下「本件情報」という。）と特定した上で、条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 5 月 15 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

本件決定で開示された平成 23 年 12 月審査会議事録の出席者委員（視覚）は、西村委員のみ記載されているが、平成 28 年 12 月 13 日付大福祉第 2934 号（以下「本件公開決定」という。）で公開された同じ表題の平成 23 年 12 月審査会議事録の出席委員（視覚）は、西村委員に加えて別の委員が記載されており、本件決定で開示された平成 23 年 12 月審査会議事録又は本件公開決定で公開された平成 23 年 12 月審査会議事録のいずれかが虚偽であり、公文書虚偽作成の原因について調査してほしい。

大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会第 1 から第 4 審査部会の議事録は、平成 23 年 11 月開催分より作成され、それ以前は作成されておらず、審査書は、現在では保存期間 10 年となっているが、平成 22 年度以前は保存期間 3 年となっており、平成 22 年度以前の審査書が残っておらず、平成 23 年 4 月から平成 24 年 11 月 30 日までの長期間、欠席している委員がいたことからすれば、そもそも審査部会がまともに開催されていたのか疑問がある。

#### 第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 内容の異なった文書となった理由

審査会議事録は、まずワードファイルで作成・保存後、上書きができない PDF に変換し、PDF ファイルで文書管理システムに登録して決裁を行っている。

本件公開決定で公開した文書は、文書管理システムに保管されている決裁に添付しているものではなく、庁内情報利用パソコンに保存しているワードファイルから対象文書を出力して公開したものであり、当該ワードファイルは、他の月の議事録を作成する過程において流用した際に誤って上書き保存をされ、元の文書の内容が変更されていることに担当者が気付かないまま公開してしまった。

一方、本件決定においては、文書管理システムに保管されている決裁に添付されている PDF ファイルを開示している。

したがって、本件公開決定で公開した平成 23 年 12 月審査会議事録が誤りであり、本件決定で開示した平成 23 年 12 月審査会議事録に誤りはなく、公文書虚偽作成を意図したものではない。

##### 2 本件公開決定の誤りが判明した後の対応について

平成 29 年 11 月 7 日に、本件公開決定に係る公開の実施において、審査請求人に公開した公文書は誤りであった旨謝罪の上、本件請求で開示した公文書を審査請求人の閲覧に供することで、公開の実施をやり直し、説明を行っている。

また、審査部会開催の際に、委員の署名と捺印のある審査結果を記載した審査書が作成されており、審査会については正式に開催されている。

#### 第 5 審議会の判断

##### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱

いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

## 2 争点

実施機関は、本件請求に対し、本件情報を特定した上で、本件決定を行ったのに対し、審査請求人は、本件情報が本件公開決定により公開された平成23年12月審査会議事録（以下「公開文書」という。）とは異なる内容であることから、本件請求にかかる対象文書の特定の妥当性に問題があるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件情報の特定の妥当性である。

## 3 本件情報の特定の妥当性について

### (1) 平成23年12月審査会議事録の特定について

ア 当審議会において、平成24年2月3日付け「異議申し立てに対する答申について」に係る決裁文書一式（以下「決裁文書1」という。）を見分したところ、決裁文書1は、審査請求人が北区保健福祉センターに対して行った平成23年11月24日付け異議申立（以下「別件申立」という。）について、同センターへ答申書を送付する内容であることが認められる。

そして、別件申立に係る異議申立て書では、審査請求人が自らの視覚障害の等級について不服を申し立てる旨記載されていることが認められる。身体障がい者手帳には、障害の名称及び障害の級別が記載される（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項、同施行規則第5条第1項第2号）ことからすれば、本件請求に係る「H23年度北区に提出した身体障害者手帳交付申請に係る不服申立」とは、身体障がい者手帳に記載された視覚障害の等級についての別件申立のことであると考えられる。

したがって、本件請求に対して特定すべき議事録は、別件申立について審査した大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会第2審査部会の議事録となると考えられる。

イ また、決裁文書1からすれば、別件申立は、平成23年11月24日付けで申し立てられ、西村委員の署名・押印のある、別件申立に対する回答書が平成24年1月30日付けで作成され、当該回答書に基づき、答申書が作成・送付されたと考えられる。

別件申立に係る申立日、回答書作成日及び決裁文書1作成日からすれば、別件申立は、平成23年12月又は平成24年1月に大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会第2審査部会で審査されたはずであると考えられるところ、平成24年1月審査会議事録を当審議会で見分したものの、第2審査部会の記録はなく、平成24年1月には第2審査部会は開催されていないことがうかがわれる。

したがって、本件請求に対して特定すべき議事録は、平成23年12月に開催された大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会第2審査部会に係る議事録となる

と考えられる。

## (2) 公開文書とは内容の異なる本件情報の特定について

本件情報と同じ表題（平成 23 年 12 月審査会議事録）でありながら、本件情報とは審査部会出席委員の名前・人数が異なる内容の公開文書が存在していたことから、本件情報が本件請求時における平成 23 年 12 月開催の大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会第 1 から第 4 審査部会の議事録として特定することに問題がないか、以下検討する。

当審議会において、平成 21 年 12 月 10 日付け「大阪市社会福祉審議会委員の委嘱について」にかかる決裁文書一式（以下「決裁文書 2」という。）を見分したところ、本件情報に出席者として記載された審査会委員全員が、社会福祉審議会委員又は専門委員として委嘱されていること、委嘱期間は平成 21 年 12 月から平成 24 年 11 月 30 日までとされていることが認められた。

また、実施機関によれば、決裁文書 2 により専門委員として委嘱を受けているが、本件情報に出席者として記載されていない委員 2 名については、平成 23 年 12 月審査会で欠席していたとのことであるが、当審議会において平成 24 年 1 月 27 日付け起案「大阪市社会福祉審議会専門分科会審査部会開催にかかる所要経費の支出について」にかかる決裁文書一式を見分したところ、本件情報に記載のない 2 名の委員については、平成 23 年 12 月審査会分の報酬の支払いがされておらず、欠席していたとの実施機関の説明に、不自然不合理な点は見受けられなかった。

さらに、当審議会において、平成 23 年 12 月 19 日付け「審査書 視覚障害」（以下「審査書」という。）を見分したところ、視覚に係る障害の等級・程度について計 25 件を審査・決議したことがうかがわれ、決裁文書 1 の添付資料である別件申立に係る回答書と同様に、西村委員のみが当該審査書に署名・押印していることが認められた。本件情報に係る、「5 ①障害認定に係る諮問及び答申」における各審査部会の処理件数を記載した表には、視覚障がい部会について、「25 件＋不服 1 件＝26 件」と記載され、出席委員は西村委員のみとされているところ、本件情報並びに審査書及び決裁文書の内容に矛盾する点は見受けられなかった。

なお、公開文書については、公開文書記載の出席委員の名前・人数は、決裁文書 1、決裁文書 2 及び審査書と一致しないものであり、公開文書が誤りであるという実施機関の説明に不自然不合理な点は見受けられない。

以上から、本件請求に対し、実施機関が、平成 23 年 12 月審査会議事録として本件情報を特定することに、不自然不合理な点は認められない。

## 4 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員 金井美智子、委員 村田尚紀、委員 玉田裕子、委員 上田健介

（参考）調査審議の経過 平成 29 年度諮問受理第 6 号

| 年 月 日             | 経 過          |
|-------------------|--------------|
| 平成 29 年 5 月 26 日  | 諮問書の受理       |
| 平成 30 年 6 月 12 日  | 実施機関から意見書の受理 |
| 平成 30 年 10 月 23 日 | 調査審議         |
| 平成 30 年 12 月 27 日 | 調査審議         |
| 平成 31 年 2 月 28 日  | 調査審議         |
| 平成 31 年 3 月 18 日  | 審査請求人の口頭意見陳述 |
| 令和元年 5 月 22 日     | 調査審議         |
| 令和元年 6 月 20 日     | 調査審議         |
| 令和元年 8 月 30 日     | 答申           |